

答 申 書
(答 申 第 318 号)
令和2年(2020年)9月10日

1 審査会の結論

北海道公安委員会が、別紙1の1に掲げる個人情報の開示請求に対し、別紙1の2に掲げる個人情報を特定し、個人情報開示決定処分を行ったことは、妥当である。

2 審査請求の経過並びに審査請求人の主張及び実施機関の説明の要旨

省略

3 審査会の判断

(1) 本件諮問事案に係る開示請求の対象個人情報について

本件諮問事案に係る開示請求（以下「本件開示請求」という。）の内容は、別紙1の1のとおりである。

(2) 本件諮問事案における審議について

北海道公安委員会（以下「実施機関」という。）は、本件開示請求に対して、別紙1の2に掲げる個人情報（以下「本件個人情報」という。）①ないし⑥を特定し、令和元年11月7日付け道公委第238号で個人情報開示決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。

審査請求人（以下「請求人」という。）は、本件個人情報①、③及び⑥に係る起案用紙及び照会文案又は通知文案（以下「照会文案等」という。）並びに本件個人情報⑥に係る苦情の処理結果を通知するに至る根拠資料があるはずであり、それらを開示してほしいとして、対象個人情報の特定不足を主張していることから、以下、対象個人情報の特定の妥当性について、判断する。

(3) 対象個人情報の特定の妥当性について

ア 実施機関は、本件個人情報に係る起案用紙及び照会文案等並びに苦情の処理結果を通知するに至る根拠資料について、概ね次のとおり、主張する。

(ア) 起案用紙及び文案について

実施機関の文書の管理及びその事務処理は、公安委員会の文書の管理に関する規則（平成13年北海道公安委員会規則第15号）に定めるもののほか、文書の管理に必要な事項は、北海道警察文書管理規程（平成27年北海道警察本部訓令第6号。以下「文書管理規程」という。）の規定を準用して行っている。

起案用紙は、準用する文書管理規程第29条第1号の規定により様式が定められ、原則として起案文書の表紙として使用することとされているが、必ずしもその使用が義務付けられるものではなく、事務合理化等の観点から起案用紙を使用することなく、事務手続に応じた適宜の表紙を代用するなどして事務を処理する場合も少なくない。

また、起案した発出文書の文案は、発出文書の写しを保存することで足りると認められる場合、当該文案は保存しない場合もある。

なお、北海道公安委員会は原則として週1回の開催であることから、迅速に事務を進めるため、定型的な事務については、実施機関の事務を補佐する警察本部総務部総務課公安委員会補佐室（以下「補佐室」という。）の職員が先行して文書を発出することを事前に承認しており、この場合は起案用紙や文案は作成されず、発出文書の写しによって事後報告を受けている。

(イ) 本件個人情報①について

本件個人情報①は、請求人からの警察法第79条第1項に規定する苦情の申出（以下「法定苦情」という。）を受理した実施機関から北海道警察本部長（以下「警察本部長」という。）に対し、当該法定苦情の処理の結果の通知に必要な調査の実施と調査結果及び対応方針の報告を求めるために発出した文書の写しである。

また、本件個人情報①は、請求人からの法定苦情を迅速に処理するため、補佐室の職員が先行して作成し、警察本部長に対して発出した文書の写しであり、本件個人情報②の添付資料として事後報告を受けている。

したがって、請求人が開示を求めている本件個人情報①に係る起案用紙及び文案は作成していない。

(ウ) 本件個人情報③について

本件個人情報③は、請求人からの法定苦情を受理した実施機関が請求人に対し、当該法定苦情についての調査を北海道警察に指示した旨を連絡するために発出した文書である。

本件個人情報③に係る起案用紙は、本件個人情報②を代用して使用しており、また、文案については、発出文書の写しを保存することで足りることから保存していない。

したがって、請求人が開示を求めている本件個人情報③に係る起案用紙は使用しておらず、また、文案については保存していない。

(エ) 本件個人情報⑤について

本件個人情報⑤は、請求人からの法定苦情の処理結果について、実施機関から請求人に対して通知するために発出した文書の写しである。

本件個人情報⑤に係る起案用紙は、本件個人情報④を代用して使用しており、また、文案については、発出文書の写しを保存することで足りることから保存していない。

したがって、請求人が開示を求めている本件個人情報⑤に係る起案用紙は使用しておらず、また、文案については保存していない。

(オ) 本件個人情報⑥に係る苦情の処理結果を通知するに至る根拠資料について

請求人からの法定苦情に係る調査結果は、警察本部長から本件個人情報④の提出を受けるとともに、報告を受ける際に別途資料が配付され、調査を担当した警察本部警務部監察官室（以下「監察官室」という。）から同資料に基づき報告を受けている。

同資料には、本件個人情報⑥に係る苦情の処理結果を通知するに至る調査結果がまとめられていたが、報告を受けた後、監察官室の職員により回収されており、実施機関では取得していない。

したがって、請求人が開示を求めている本件個人情報⑥に係る苦情の処理結果を通知するに至る根拠資料については、本件個人情報④以外に実施機関において、取得しておらず、管理していない。

イ 当審査会において、実施機関に確認したところ、定型的な事務については、事務処理の迅速化及び合理化のために、文書管理規程第 29 条の例外的な運用として、起案用紙を作成しない又は照会文案等を保存しない運用を認めているとのことであった。

また、北海道公安委員会において、監察官室が配付する資料は、慣例上、報告した後に、回収する資料として取り扱っているとのことであった。

ウ これらの説明から、事務の進め方について、実施機関には一定程度の裁量が認められていると考えられ、本件開示請求に係る法定苦情の処理について、実施機関の裁量により、文書管理規程第 29 条の例外的な運用をしたことに、著しい裁量権の逸脱があったとは認められない。

エ したがって、請求人が開示を求めている文書が作成又は保存されていないことについて、実施機関の事務に特段の不合理な事情は認められず、本件処分は妥当であると判断する。

(4) 請求人のその他の主張について

請求人のその他の主張については、北海道個人情報保護条例（平成 6 年北海道条例第 2 号）の解釈適用を左右するものではないため、いずれも採用することはできない。

以上のことから、結論のとおり判断した。

4 審査会の処理経過の概要

本件諮問事案についての処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 経 過
令和2年2月20日	○ 諮問書の受理（諮問番号 618） ○ 実施機関から関係書類（①諮問文、②審査請求書の写し、③個人情報開示請求書の写し、④個人情報開示決定通知書の写し、⑤審査請求の概要、⑥弁明書の写し、⑦反論書の写し、⑧対象公文書の写し）の提出
令和2年5月15日	○ 本件諮問事案の審議を第一部に付託
令和2年5月25日 （第一部会）	○ 審査請求人の意見陳述 ○ 実施機関から本件処分の理由等を聴取 ○ 審議
令和2年6月23日 （第一部会）	○ 答申案骨子審議
令和2年9月4日 （第103回審査会）	○ 答申案審議
令和2年9月10日	○ 答申

別紙1

1 個人情報開示請求書に記載された「請求に係る個人情報の内容」

〇〇年〇月〇日に、私は北海道公安委員会に苦情申出をした。北海道公安委員会が、北海道警察を通じて調査をした結果、〇〇年〇月〇日〇〇第〇号で苦情処理結果通知をするまでの私（〇〇）の個人情報。私（〇〇）の提出した添付資料を除く

2 個人情報開示決定通知書に記載された「請求に係る個人情報の内容」

開示請求に係る

- ① 公安委員会宛て法定苦情の受理について（〇〇年〇月〇日付け）の写し
- ② 公安委員会宛て文書等受理報告（〇〇年〇月〇日付け）
- ③ 連絡書（〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇号）の写し
- ④ 北海道公安委員会に対する法定苦情に係る調査結果について（〇〇年〇月〇日付け）
- ⑤ 公安委員会宛て文書等受理報告（〇〇年〇月〇日付け）
- ⑥ 苦情処理結果通知書（〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇号）の写し